

平成28年度農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業に係るQ&A

No.	Q	A
1	協議会の構成員(又は協議会設立前の連名応募時)に必須となっている市町村は複数市町村が構成員となっても、応募可能ですか。	複数市町村が同一協議会の構成員となる場合は、当該市町村が隣接していることが要件となります。また、協議会構成員である市町村を包括する都道府県も、協議会の構成員として参加可能です。
2	協議会の構成員(又は協議会設立前の連名応募時)に必須となっている「再生可能エネルギーの需給マネジメントやエネルギーの売買についてのノウハウを有する事業者等」とは、電気小売事業者として業務を実施している者のことですか。	自ら電気小売事業を実施していなくても、グループ会社等で電気小売事業や、いわゆるアグリゲーター(※)として、エネルギー需給マネジメントの取組を実施している事業者も、エネルギー需給マネジメントに関するノウハウや取組が提供できることを証明できる場合は、構成員自らが実績を有している必要はありません。 (※アグリゲーター:多数の需要家の需要削減量を束ね、まとまった規模の供給力として提供する事業者)
3	「地域主体の小売電気事業を行う事業体」の設立は必須ですか。	本事業実施期間中、又は事業終了後速やかに、地域主体の小売電気事業者を設立し、地域内で発電した再生可能エネルギー電気を地域の農林漁業関連施設等へ供給する計画が必須です。
4	「地域主体の小売電気事業を行う事業体」の設立が不可能となった場合はどうなりますか。	天災その他予測できない要因により、小売電気事業体の設立や電力供給事業が不可能となった場合は、その時点で本事業は中止していただきます。なお、「地域主体の小売電気事業を行う事業体」が設立され、エネルギーの地産地消の実施が確実に見込まれる事業計画かどうかは、採択審査に影響します。
5	設立を検討する「地域主体の小売電気事業を行う事業体」は、地方公共団体からの出資が過半を超えていなければならないのですか。	「地域主体の小売電気事業を行う事業体」は、地方公共団体、地域の農林漁業者団体、地元企業等の地域関係者による出資の合計が過半を占めることを示しており、出資の過半を地方公共団体のみが占める必要はありません。
6	再エネ発電設備をこれから設置する場合も応募可能ですか。	再エネ発電設備をこれから設置する場合も応募可能ですが、本事業終了後の電力供給開始までに確実に発電設備の設置・稼働が見込まれる必要があります。応募時の課題提案書等に、発電設備の設置が確実に見込まれることが分かる書類等を添付してください。
7	再エネ発電設備の導入可能性調査は、本事業で対象となりますか。	本事業で補助対象とするのは、今後どのような再エネを更に導入していく必要があるかなどの検討までとし、導入可能性調査等に係る費用は補助対象外です。
8	熱エネルギーは、本事業で対象となりますか。	本事業は、地域主体の小売電気事業者による農林漁業関連施設等への電気供給を目指すことを主な取組とするものであるため、熱エネルギーの供給のみを事業構想とした計画は補助対象としません。ただし、再エネ発電設備等から発生する熱エネルギーも電気と併せて検討する場合は、本事業の補助対象となります。
9	自家利用型の再エネ発電の検討は、本事業の対象となりますか。	電気の供給先が自家利用に限定されている場合は、小売電気事業者による電気の売買が実施できないため、本事業の補助対象とはなりません。なお、複数の電気供給先の中に、再エネ発電を行っている農場等が含まれることは問題ありません。
10	電源となる再エネ発電設備は、固定価格買取制度が適応される設備に限定されますか。	固定価格買取制度が適応されていない再エネ発電設備や、数年後に固定価格買取制度による買取期間が終了する発電設備も、本事業における電源として、検討することは可能です。ただし、各種補助事業を利用して設置した設備・施設については、本来の補助の目的変更にあたらぬか等の確認が必要です。注意してください。

No.	Q	A
11	再エネ電気を供給する地域内の農林漁業施設について、規模や割合などの要件はありますか。	供給規模や割合等の要件は設けていませんが、農林漁業関連施設への電気供給を主とする必要があります。なお、地域内の需給バランスや電力供給量を考慮し、公共施設等の地域活性化に繋がる他施設への電力供給を併せて組み入れることも可能です。
12	協議会設立前に応募する場合は、課題提案書の別紙様式2(協議会の概要)は、提出不要ですか。	協議会設立前に地方公共団体と民間事業者で連名で応募する場合は、別記様式2号(協議会の概要)の提出は必須ではありませんが、どのような協議会を設立する予定かを記載するために利用してください。なお、審査後、補助金交付候補者となった場合は、速やかに協議会を設立し、交付決定に必要な申請書等と併せて実施要領に定める別添2(協議会の概要)を協議会が提出してください。
13	事業費を管理する口座については、専用口座として新たに開設する必要がありますか。	既存の協議会を当該事業のために改編する場合も考えられるので、口座は既存のものを活用しても結構ですが、当該事業費が明確に区分できること、及び協議会の規約等で事業に係る会計処理の区分や財産管理等の方法を規定しておく必要があります。
14	人件費は、補助対象経費のどの項目に該当しますか。	事業実施に係る人件費のうち、協議会の事務に係る人件費や調査関係に必要な人件費等は「専門員手当」に区分されます。このほか、検討会委員等に対する謝金は「委員謝金」、アルバイトに対する人件費は「補助賃金」に区分されます。
15	人件費等の単価根拠は何を用いればよいですか。	単価根拠については、基本的には国や地方公共団体が定めるものを用いてください。ただし、国や地方公共団体で単価規定がない特殊技能者等の専門員手当は、協議会構成員の民間事業者の単価根拠等を用いてください。また、これらの単価根拠に準拠した協議会の単価を規定している場合は、それを用いても結構です。
16	農林水産省が主催する情報交換会への参加旅費と、現地調査等に必要な旅費は区分する必要がありますか。	業務目的が異なるため、現地調査や地域での検討会等に必要な旅費と、農林水産省が主催する情報交換会への参加旅費等は、区分して計上してください。
17	事業の一部委託は可能ですか。	事業実施にあたり、調査など事業の一部を委託して行うことは可能です。ただし、全部委託は禁止します。さらに、本事業の会計処理や事業執行に係る事務等については、基本的に協議会で実施してください。
18	事業費の何割まで委託可能ですか。	事業費における委託割合の規定はありません。ただし、委託費についても、公募要領第5「補助対象経費の範囲」に示した費用以外のもは認められませんので、ご注意ください。
19	再委託は可能ですか。	協議会が事業費の適切な執行を把握するためにも、基本的には、協議会から業務内容に応じて、それぞれの者に直接委託してください。ただし、委託業務の中で、委託者自身が実施できない特別な事情があるもの(例えば、資料印刷製本や、電気保安協会のみが実施可能な電気メーターボックス作業等)を、部分的に再委託することは可能です。